



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの主な支援策

経営や資金繰りに関する全般的なご相談は、0120-567-179 ※9時～17時、土日祝日含む

令和3年6月25日現在

貸付	売上減少に伴う資金繰りを支援	緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内	フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179 ※9時～17時、土日祝日含む
	※融資対象者には一定の要件があります。	政府系金融機関による特別貸付	3年間実質無利子・無担保 の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	○日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 ○商工中金 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 0120-542-711 ※平日9時～17時、土9時～15時

給付	県の要請に応じて休業・営業時間短縮を行った飲食店等を支援	福岡県感染拡大防止協力金	第5期 対象区域：①福岡市、②久留米市 要請期間： ①令和3年4月22日～5月5日 ②令和3年4月25日～5月5日 申請受付期間： 令和3年5月20日～7月20日	①福岡市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大14日間） ②久留米市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大11日間） ※大企業は、売上高減少額の 4割（上限額：「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割のいずれか低い額）	福岡県感染拡大防止協力金 コールセンター 0120-567-918 ※9時～17時、土日祝日含む
			第6期 対象区域：①福岡市、②久留米市、③その他市町村 要請期間： 令和3年5月6日～5月11日 申請受付期間： 令和3年5月20日～7月20日	①福岡市、②久留米市：売上高に応じて 3～10万円/日 （最大6日間） ③その他市町村：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大6日間） ※大企業は、売上高減少額の 4割（上限額：①②「20万円」③「第5期と同様」）	
			第7期 対象区域： 県内全域 要請期間： 令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間： 令和3年6月1日～7月20日	売上高に応じて 4～10万円/日 （最大20日間） ※ 家賃月額×2/3（上限額：20万円） を加算 （酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒・カラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮した場合に加算。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請） ※大企業は、売上高減少額の 4割（上限額：20万円）	
			第8期 対象区域： 県内全域 要請期間： 令和3年6月1日～6月20日 申請受付期間： 令和3年6月21日～7月20日	第7期と同様	
			第9期 対象区域：①福岡市、②北九州市、③久留米市、④その他市町村 要請期間： 令和3年6月21日～7月11日 申請受付期間： 令和3年7月12日～8月11日	①福岡市、②北九州市、③久留米市：売上高に応じて 3～10万円/日 （最大21日間） ④その他市町村：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大21日間） ※大企業は、売上高減少額の 4割（上限額：①②③「20万円」④「第5期と同様」）	
	福岡県感染拡大防止協力金 （大規模施設・感染拡大防止協力金テナント向け）	第1期 対象区域： 県内全域 要請期間： 令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間： 令和3年6月1日～7月20日	要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設：1,000㎡毎に20万円/日 （最大20日間） テナント：100㎡毎に2万円/日 （最大20日間）		
		第2期 対象区域： 県内全域 要請期間： 令和3年6月1日～6月20日 申請受付期間： 令和3年6月21日～7月20日	第1期と同様		
		第3期 対象区域： 福岡市、北九州市、久留米市 要請期間： 令和3年6月21日～7月11日 申請受付期間： 令和3年7月12日～8月11日	第1期と同様 （最大21日間）		
	緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	月次支援金【国】		本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同期比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付 上限額：法人20万円/月、個人10万円/月	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 03-6629-0479 （IP電話専用回線） ※8時30分～19時、土日祝日含む
		福岡県中小企業者等月次支援金		県内に本社・本店があり、①本年5月・6月・7月の月間売上が前年（又は前々年）同月比30%以上50%未満減少した中小事業者等（政令市を除く）、②酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、（ア）50%以上70%未満減少、又は（イ）70%以上減少している酒類販売事業者（北九州市を除く）に対して、支援金を給付 ①上限額：法人10万円/月、個人5万円/月 ②上限額：（ア）法人20万円/月、個人10万円/月 （イ）法人40万円/月、個人20万円/月	福岡県中小企業者等月次支援金 コールセンター 0120-876-866 ※平日9時～17時

補助	企業の思い切った事業再構築を支援	事業再構築補助金【国】	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組みを支援 補助率、補助額（通常枠の場合） 中小企業：2/3、100万円～6,000万円 中堅企業：1/2、100万円～8,000万円	事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088 03-4216-4080 ※平日9時～18時	
	デリバリーやオンラインレッスンの導入など新たな取組みを支援	経営革新実行支援補助金	経営革新計画を策定し、新たな取組みにチャレンジする事業者を支援 補助率：3/4（上限額50万円）	新事業支援課 092-643-3449	
	業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を支援	経営革新実行支援補助金（感染防止対策）	経営革新計画を策定し、業種別ガイドラインに基づき実施する感染防止対策の取組みを支援 補助率：3/4（上限額50万円）		
	ポストコロナに対応した前向きな設備投資や、集客の回復等を目指す取組みを支援	中小企業生産性革命支援補助金	中小企業設備導入支援型	売上が15%以上減少した事業者が、国の「ものづくり補助金」の特別枠または低感染リスク型ビジネス枠に採択された場合、県の補助金を上乗せ	○国の補助金 生産性革命推進事業に係るお問合せコールセンター 03-6837-5929
			小規模事業者販路開拓支援型	売上が15%以上減少した事業者が、国の「持続化補助金」の特別枠（コロナ特別対応型）に採択された場合、県の補助金を上乗せ	○県の上乗せ補助金 <中小企業設備導入型> 県中小企業団体中央会 092-622-8486 <小規模事業者販路開拓支援型> 県商工会議所連合会 092-441-1146 県商工会連合会 092-624-8655 <テレワークツール導入支援型> (公財)県中小企業振興センター 092-612-5005
			テレワークツール導入支援型	売上が15%以上減少した事業者が、国の「IT導入補助金」の特別枠または低感染リスク型ビジネス枠に採択され、テレワークを導入した場合、県の補助金を上乗せ	
	既存の県補助金について、特に厳しい状況にある事業者に対し、補助金を上乗せ支援（中小企業・小規模事業者応援補助金）	移動スーパー参入促進支援	移動スーパーへの参入を支援	中小企業振興課 092-643-3420	
		事業承継	事業承継の課題解決に必要な経費を支援	中小企業振興課 092-643-3425	
		人材確保	県外のプロフェッショナル人材が副業・兼業で、県内中小企業に勤務する際の移動費を支援	中小企業技術振興課 092-643-3433	
		Ruby・mruby	Ruby・mrubyを活用した革新的な製品の開発を支援	新産業振興課 092-643-3453	
ロボット・システム		ロボット、半導体関連製品開発・実証を支援			
水素		水素エネルギー分野への参入を目指す企業の製品開発、実用化を支援	新産業振興課 092-643-3448		
自動車サプライヤー		自動車産業における新製品開発や新分野への参入を支援します。	新産業振興課 自動車産業振興室 092-643-3447		
サイクルツーリズムの推進		飲食店等へのサイクルスタンド等の整備を支援	観光政策課 092-643-3446		
地域の観光振興		体験プログラム提供に向けた施設改修等を支援			
地場産業の振興	大川インテリア産業再生に寄与する新事業実施を支援	(一財)大川インテリア振興センター 0944-87-0035			
受入環境の整備	宿泊事業者が実施する魅力向上のための施設整備等を支援	観光振興課 092-643-3456			

その他	工業技術センター依頼試験手数料・設備使用料全額免除	工業技術センターにおける依頼試験手数料・設備機器使用料を減免	工業技術センター 情報交流課 092-925-5977
	経営課題解決のための中小企業診断士等専門家派遣（無料）	経営問題を抱える事業者に、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等専門家を派遣	中小企業振興課 092-643-3425
	中小企業技術・経営力評価書発行の無償化	「福岡県中小企業技術・経営力評価書」発行に係る手数料を無償化	新事業支援課 092-643-3449 県ベンチャービジネス支援協議会 092-710-5991

ひとりひとりの行動が
福岡を救う、日本を救う。

地域経済の活性化支援策

地域商品券による地域経済活性化支援	商工会議所・商工会や商店街が行うプレミアム付き地域商品券の発行を支援（プレミアム率20%以上）	中小企業振興課 092-643-3420
福岡県ウェブ物産展	県産の加工食品や工芸品、農林水産物を最大3割引きでネット販売する「福岡県ウェブ物産展」を楽天市場内特設ページで開催	観光局観光政策課 092-643-3454 福岡の食販売促進課 092-643-3514
「福岡の避暑の旅」観光キャンペーン ※実施時期は別途お知らせします	県内の宿泊施設を利用する際の宿泊代や、県内の観光地等を訪問する際に利用するレンタカー代、タクシー代を割引	観光局観光振興課 092-643-3429